

令和7年度

一般競争入札(市有地売却)実施について

【参加申込受付期間】

令和8年1月7日(水)

～2月13日(金)16時30分

- この入札に参加するには、事前に申し込みが必要です。
- 入札への参加を希望される方は、記載している内容を熟知し
現地及び物件の利用等に係る諸規制について、自らの責任に
おいて十分に調査確認を行ったうえでご参加ください。

【問い合わせ先】

三田市役所 総務部 財産管理課

TEL : 079-559-5034

FAX : 079-559-6877

E-mail : zaisankanri@city.sanda.lg.jp

三 田 市

市有財産一般競争入札のながれ

事前準備	本実施要領・物件の現況・各種制限等を各自でご確認ください。
入札の申込 手続き	<p>令和8年1月7日(水)から令和8年2月13日(金)まで</p> <ul style="list-style-type: none">・三田市役所本庁舎4階財産管理課で受付します。 <p>(郵送可：令和8年2月13日(金)16時30分必着)</p>
入札参加 申込書審査	<p>令和8年2月20日(金)まで</p> <ul style="list-style-type: none">・審査により資格有と認められた場合は、市から以下4点を郵送します。 <p>①入札参加申込受付書 ②入札書 ③入札保証金納入通知書 ④入札保証金振込先依頼書</p>
入札保証金の 納付	<p>令和8年3月10日(火)まで</p> <ul style="list-style-type: none">・上記の納付書にて、期限までに入札保証金を納付してください。
質疑・回答	<p>(1) 質問書提出(任意様式)</p> <p>令和8年1月7日(水)から令和8年2月6日(金)まで</p> <ul style="list-style-type: none">・上記期限までに電子メールにて行ってください。 <p>(2) 回答</p> <p>令和8年2月9日(月)16時30分まで</p> <ul style="list-style-type: none">・三田市ホームページにて掲載します。
入札書の提出	<p>令和8年3月18日(水)16時30分まで</p> <ul style="list-style-type: none">・期間内必着とし、以下を郵送又は持参してください。郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限りです。 <p>①入札書 ②入札保証金振込先依頼書 ③納入通知書兼領収証書の写し</p> <p>※代理人が入札する場合は ④-1 委任状、④-2 代理人の印鑑証明書</p>
開札	<p>令和8年3月19日(木)午前 10時00分～</p> <ul style="list-style-type: none">・三田市役所本庁舎4階入札室で行います。 <p>※参加は任意ですが、本人又は、代理人に限ります。</p>

<p>売買契約書 締結</p>	<p>令和8年3月26日（木）まで</p> <ul style="list-style-type: none">・ 落札者と売買契約書を締結します。契約保証金（売買代金の10%）が必要です。・ 契約書締結の詳細につきましては、落札後にお伝えします。
<p>売買代金の 納付</p>	<p>契約日から20日以内</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本契約を締結した日から20日以内に売買代金と契約保証金との差額を納入していただきます。 <p>納付後速やかに売買物件を引渡します。</p>
<p>所有権移転登 記</p>	<p>売買代金納付後速やかに</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市が所有権移転登記を行います。登記に関する費用（登録免許税等）については、すべて負担していただきます。

三田市公告第 号

入札公告

下記について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び第167条の10の2第6項の規定により公告します。

令和8年（2026年）1月7日

三田市長 田村 克也

記

1. 入札物件一覧

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 所在地 | 三田市南が丘1丁目2114番 |
| (2) 登記地目 | 雑種地 |
| (3) 登記地積 | 117㎡ |
| (4) 実測地積 | 117.69㎡ |
| (5) 所有者 | 三田市 |
| (6) 最低売却価格 | 11,221,400円 |
| (7) 入札方式 | 一般競争入札 |

2 入札物件概要

入札に付す物件の詳細は、物件調書（別紙）のとおりです。

なお、この物件調書は、調査時点（令和7年12月）における一般的な調査内容を記載したものですので、現時点においては変更されている場合があります。申込みをされる方は、必ず現地確認や諸規制等（都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制や各種供給施設（電気・ガス上下水道等）の引込み等）の確認を行ってください。

3 現状有姿による引渡し

- (1) 入札物件には、本物件に存するすべての工作物（植栽等）が含まれます。
物件調書と現状との間に差異が生じている場合は、現状を優先し、契約後の物件の引渡しも現状有姿で行います。引渡し後についても、市では、それらの位置変更等の交渉や手続及び費用負担等、その管理、撤去、修繕、並びに構造、機能の保証及びこれらに付随する住民対応等は一切行いませんので、必要に応じて、落札者が設置者と当事者間で調整し対応してください。契約後に越境（地中埋設物を含む）が判明した場合も同様です。
- (2) 入札物件について、種類、品質（産業廃棄物の埋設等含む）、面積に関して内容に適合しない状態があることを発見しても、履行の追完請求、売買代金の減免請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。
- (3) 入札結果については、入札参加者数、落札額及び落札者名を三田市ホームページで公表します。
入札結果の公表に同意いただけない方は、入札参加の申込みはできませんので、ご注意ください。

4 区域境界

区域境界は別添の地積測量図によるものとします。

5 現地の確認

現地見学会は開催しませんので、入札保証金を納付する前に必ず現地を確認してください。実

際に現地をご覧になり、本要領に記載のない事項については申込みをされる方自身で調査の上、
現地の現状等を確認してください。

1 入札参加にあたって

1 注意事項

- (1) 入札に参加を希望される方は、この要領を熟読のうえ、本要領の内容、現地の状況、法令に基づく規制、売払条件、契約条件、契約事項等を十分に認識し、全て了解されたうえで申込みをしてください。
- (2) この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び三田市契約事務規則（平成17年規則第7号）の定めるところにより処理します。

2 参加資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません（市内在住又は在勤を問いません。）

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 次に掲げる税を滞納している者
 - ア 国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税をいう）
 - イ 三田市税（三田市内に住所を有する個人又は三田市内に本店を有する法人に限る）
- (3) 宅地建物取引業法第65条の規定による業務の停止命令を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 三田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体若しくはその構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (8) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）に規定する、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属又は関与していないこと。
- (10) 応募者の構成員及びその構成員と資本面若しくは人事面において関連がある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社を含む）は、他の応募者の構成員として参加していないこと。

3 費用について

申込みに必要な書類の作成及び提出にかかる費用は、申込みをされる方の負担となります。

2 入札の申込手続

入札を希望する場合は、この入札公告、売買契約書（案）、物件調書の各条項をすべて承知したうえで入札参加申し込みを行ってください。本申し込みがない場合は、入札に参加できません。

(1) 受付期間

令和8年1月7日(水)～2月13日(金)16時30分

※開庁時間外、土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません。

※上記受付期間中に後述「(4) 申込先(申込書送付先)」で受付完了したものに限りです。

(2) 申込み方法

後述「(5) 申込みに必要な書類」の一式を受付期間内に次の申込先に郵送又は持参してください。電話、FAX、メール等による申込みはできません。

(3) 郵送方法

可能な限り配達日指定郵便又は配達時間帯指定郵便により、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかの方法を利用し、到達期限までに必ず到達するように郵送してください。「差出控え」は、大切に保管してください。

※配達状況等により、指定どおりに到達しない可能性もあるため、余裕をもって発送してください。

※提出期限までに到達しなかった場合は、利用した郵送手段の種類や発送日の早遅にかかわらず、いかなる理由があっても無効とします。

※郵便申込に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加申込者の負担とします。

(4) 申込先(申込書送付先)

郵送：〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号 三田市役所 財産管理課
(令和8年2月13日(金)16時30分必着)

持参：土日祝日を除く8時45分から16時30分

(5) 申込みに必要な書類

申込みに必要な書類のうち市指定の様式(以下、「指定様式」といいます。)によるものは、三田市のホームページからダウンロードしてください。

【指定様式の掲載ページ】

三田市ホームページ(トップ画面)のページID検索にて「30071」と検索してください。

※ページタイトル「令和7年度 市有地売却の実施について(三田市南が丘)」

【必要書類】

① 個人の場合

ア 入札参加申込書兼誓約書(指定様式) 1通

必要事項を記載し、印鑑登録済の印を押印してください。なお、共有による申込みの場合には、共有者全員の記名押印が必要です。

イ 印鑑証明書 1通

共有による申込みの場合には、共有者全員の印鑑証明書が必要です。

ウ 誓約書(指定様式) 1通

成年後見人、被保佐人、被補助人、未成年者及び破産者でないことを誓約するものです。

なお、共有による申込みの場合には、共有者全員の記名押印が必要です。

エ 国税直近2年分(所得税・消費税及び地方消費税の納税証明(その3の2)、市税直近2年度分(市県民税・固定資産税) 各1通

※納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書その1（直近2年分）

給与所得者の場合は、納税証明書その3の2は発行されませんので、提出不要です。

オ 返信用封筒（郵便局販売のレターパックプラス（600円） 1枚

返信用封筒として、必ず日本郵便株式会社（郵便局）が販売している未使用のレターパックプラス（600円）（レターパックライト（430円）は不可）を、追跡番号シールは剥がさずに、二つ折りにして入れてください。

カ 宅地建物取引業法第3条に規定する免許の写し

住宅分譲等を目的に購入する場合のみ必要。なお、共有による申込みの場合には、1者のもののみで足りず。

※イ、エの証明書は全て令和8年1月7日以降に発行されたものに限ります。また、共有による申込みの場合には、全員の証明書が必要です。

※共有による申込みの場合には、入札にかかる代表者を決めてください。入札時には代表者1名による入札とします。

※カの写しについて、有効期限が令和8年3月19日（木）（入札予定日）までの場合は、当該免許更新手続き中であることがわかる書類を同封してください。

② 法人の場合

ア 入札参加申込書兼誓約書（指定様式） 1通

必要事項を記載し、印鑑登録済の印（会社印ではなく代表者印）を押印してください。なお、共有による申込みの場合には、共有者全員の記名押印が必要です。

イ 印鑑証明書 1通

共有による申込みの場合には、共有者全員の印鑑証明書が必要です。

ウ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 1通

エ 国税直近2年分

（法人税・消費税及び地方消費税の納税証明（その3の3）、市税直近2年度分（市県民税・固定資産税） 各1通

オ 返信用封筒（郵便局販売のレターパックプラス（600円） 1枚

返信用封筒として、必ず日本郵便株式会社（郵便局）が販売している未使用のレターパックプラス（600円）（レターパックライト（430円）は不可）を、追跡番号シールは剥がさずに、二つ折りにして入れてください。

カ 宅地建物取引業法第3条に規定する免許の写し

住宅分譲等を目的に購入する場合のみ必要。なお、共有による申込みの場合には、1者のもののみで可。

※イ、エの証明書は全て令和8年1月7日以降に発行されたものに限ります。

また、共有による申込みの場合には、全員の証明書が必要です。

※共有による申込みの場合には、入札にかかる代表者を決めてください。入札時には代表者1名による入札とします。

※カの写しについて、有効期限が令和8年3月19日（木）（入札予定日）までの場合は、当該免許更新手続き中であることがわかる書類を同封してください。

3 入札参加申込審査

入札参加申込書等の審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合は、審査後速やかに以下の書類を送付します。なお、共有による申込みの場合、代表者宛に送付します。

- ① 入札参加申込受付書
- ② 入札書
- ③ 入札保証金納入通知書
- ④ 入札保証金振込先依頼書

※「入札参加申込受付書」等が令和8年2月24日（火）までに到着しない場合は、速やかに三田市役所 財産管理課までご連絡ください。「入札参加申込受付書」等は大切に保管してください。

4 入札保証金の納付

受付後、入札保証金（最低売却価格の100分の10（市内に本社本店を有する入札者にあつては100分の3）に相当する額以上の額）を納付するための納付書を市から郵送します。入札保証金納入通知書により、令和8年3月10日（火）までに納入ください。

- ① 落札者の入札保証金は、契約締結と同時に契約保証金に充当します。
- ② 落札者以外の方へは、入札終了後返還しますが、金融機関への振り込み手続きの関係上、1か月程度を要しますので、ご了承ください。
- ③ 返還する入札保証金には、利息を付しません。
- ④ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、申込資格のない者であることが判明し失格したときを含む。）は、入札保証金は返還されませんので、ご注意ください。

(1) 入札保証金の返還について

落札とならなかったとき等には、「入札保証金振込先依頼書」により指定の口座にお預かりした入札保証金は返還いたします。なお、金融機関への振り込み手続の関係上1ヶ月程度要しますので、ご了承ください。

(2) その他

- ① 1物件について、1者（法人を含む）が複数の申込みをすることはできません。
- ② 入札書の受付、落札後の売買契約の締結や所有権移転登記は、「入札参加申込書」に記載された名義でしか行いません。共有を希望される場合には、必ず連名でお申し込みください。
- ③ 入札物件にかかる入札参加申込状況については一切お答えしません。（申込期間終了後のお問い合わせにつきましても同様にお答えできません。）
- ④ 印鑑証明書等提出書類の返還には応じられませんのであらかじめご了承ください。
- ⑤ 申込みの取り下げは、受付期間内に限って行うことができます。

5 質疑・回答

(1) 入札手続き及び物件への質疑

入札参加申込者からの質問を E-mail で受付けます。

下記期限までに E-mail により三田市役所 財産管理課（電子メール

(zaisankanri@city.sanda.lg.jp) へ質問書（A4サイズの任意様式に質問内

容、氏名（会社名）連絡先及び件名を記載したもの）を提出してください。

※口頭、FAX、電話による質問は受付しません。

※電子メール提出後、電話連絡してください。

(2) 提出期限 令和8年2月6日（金） 16時30分まで（必着）

(3) 回答方法 回答は、令和8年2月9日（月）16時30分までに三田市ホームページにて掲載します。

【掲載ページ】

三田市ホームページ（トップ画面）のページID検索にて「30071」と検索してください。

※ページタイトル「令和7年度 市有地売却の実施について（三田市南が丘）」

6 入札時の留意事項

(1) 基本事項

- ① 入札書は、所定の様式を使用し、期間内に郵送又は持参してください。
- ② 入札書を持参する場合においても、(7)のとおり必要事項を記入した封筒に必要書類を封入してください。
- ③ 一度提出した入札書は、理由のいかんにかかわらず、これを書き換え、引き換え又は撤回することができません。
- ④ 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは入札の執行を中止することがあります。
- ⑤ 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。

(2) 入札期間

入札関係書類到着後から 令和8年3月18日（水）16時30分（必着）

※開庁時間外、土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません

※上記受付期間中に受付完了したものに限りです。

(3) 入札書郵送先（持参可）

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号三田市役所 財産管理課

(4) 入札書郵送用封筒

定形封筒（長形3号）又は定形外封筒（角形2号）

(5) 郵送方法

可能な限り配達日指定郵便又は配達時間帯指定郵便により、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかの方法を利用し、到達期限までに必ず到達するように郵送してください。「差出控え」は、大切に保管してください。

※配達状況等により、指定どおりに到達しない可能性もあるため、余裕をもって発送してください。

※提出期限までに到達しなかった場合は、利用した郵送手段の種類や発送日の早遅にかかわらず、いかなる理由があっても無効とします。

※郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とします。

(6) 入札書の書き方

①住所及び氏名は住民票又は法人登記履歴事項全部証明書に記載のとおり記入してください。

②年月日は記入日とします。

③入札書には、入札者本人の住所・氏名（法人の場合は、法人名及び代表者名）を記入の上、印鑑証明書使用印を押印してください。夫婦・親子等の共有名義にされる場合は、入札書に共有者全員の住所・氏名を記入してください。（入札書に記載された名義で契約締結及び所有権移転登記を行いますので、ご注意ください）

④代理人の方が入札される場合は、入札者本人の住所・氏名及び代理人の住所・氏名を記入し、代理人の印を押印してください。入札者本人の印は不要です。

※代理人が押印する印の印鑑証明書を提出してください。

⑤入札書は日本語で記載し、金額については日本国通過とし、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「金」若しくは「¥」マークを付けてください。金額欄を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

⑥鉛筆等容易に記載内容が消える筆記具を使用しないこと。ボールペンや万年筆を使用するなど、記載内容が容易に消えない筆記具を使用すること。

(7) 入札時提出書類

入札に以下の書類を提出してください。

① 入札書

② 入札保証金振込先依頼書

③ 入札保証金納入通知書兼領収証書の写し

※代理人が入札する場合

④-1 委任状、④-2 代理人の印鑑証明書

(8) 封筒の記載方法（様式）

(表)

〒669-1595

三田市三輪2丁目1番1号

三田市役所 財産管理課 宛

入札書在中

売却物件名：三田市南が丘1丁目2114番

入札者名

到達期限：令和8年3月18日16時30分

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となりますのでご注意ください。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 代理人による入札において、委任状及び当該代理行為に必要な書類一式を提出せずにした入札
- (3) 指定した日時までに到着しなかった入札
- (4) 所定の入札書によらない入札
- (5) 入札保証金振込先依頼書の提出がない入札
- (6) 入札保証金が納付されていない入札又は入札保証金の額が所定の額に達していない入札
- (7) 入札書に入札者の住所、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者名）の記載及び押印のない入札（代理人による入札の場合は代理人の住所、氏名の記載及び押印のない入札）
- (8) 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他入札書の必要記入事項を欠いた入札
- (11) 対象物件につき、入札者又はその代理人が2通以上の入札をした場合は、その全部の入札
- (12) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合は、その双方の入札
- (13) 入札に関し、不正行為によってされたと認められる入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札
- (15) 最低売却価格未満の金額の入札

8 開札の日時及び場所

- (1) 日時：令和8年3月19日（木）10時から
- (2) 場所：三田市役所本庁舎4階入札室
- (3) その他

- ① 入札参加者は開札に参加できます。（参加は任意です。）

参加される場合は、入札者本人を確認するため、入札保証金を納付したときの納入通知書兼領収証書（原本）を持参してください。

- ② 入札者本人から依頼を受けて代わりに開札会場に入場される場合、委任状は不要ですが、入札者本人の代理人であることを確認するため、前記の納入通知書兼領収証書（原本）を持参してください。
- ③ 開札参加の受付は、開始時刻の10分前から行います。
- ④ 最低売却価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
後日、入札保証金が納入されていないことや入札者の資格の欠如など「4 入札の無効」に定める事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、次に高い価格をもって入札した者を落札者とします。

【同価の場合】

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、市が定める方法に決定します。くじの詳細な方法については別紙のとおりとします。

9 入札保証金の還付

1 還付する時期及び振込先

落札とならなかったとき等は、入札保証金振込先依頼書により指定の口座にお預かりした入札保証金を返還いたします。ただし、利息は付しません。なお、金融機関への振込み手続きの関係上、1か月程度の期間を要しますので、ご了承ください。

落札者の入札保証金については、還付せず契約保証金の全部又は一部に充当するものとします。ただし、入札保証金を契約保証金に充当する間の利息は付しません。

10 契約の締結

落札者は、下記の日程で契約を締結していただきます。

契約締結期限：令和8年3月26日（木） 契約相手：三田市（総務部財産管理課）

(1) 契約保証金の納入

市が発行する納付書により、契約保証金（契約金額の100分の10に相当する額、市内に本社本店を有する入札者にとっては100分の3）を契約締結日までに、指定の金融機関にて納付してください。

※売買契約の締結は、契約保証金納入確認後とします。

(2) 納入する額

入札時に納付していただいた入札保証金を契約保証金の一部に充当します。

契約金額の100分の10に相当する額（市内に本社本店を有する入札者にとっては100分の3）から納入済みの入札保証金を差し引いた差額を契約保証金として納付してください。

(3) 落札者が契約を締結しないとき

落札者が契約を締結しないとき（落札後、申込み資格の無い者であることが判明し、失格したときを含む）は、その落札は無効となり、納入済みの入札保証金は返還しません。

(4) 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

「三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）に規定」の規定により、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。この場合において、入札・契約等に要した各保証金を含むすべての費用について、三田市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

(5) その他

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。

11 売買代金の納入

売買代金のうち契約金額と契約保証金との差額を、三田市の発行する納付書により一括納入していただきます。

納入期限 契約日から20日まで

1 2 所有権の移転

所有権は、売買代金が完納されたときに買主へ移転します。

所有権移転及び買戻特約の登記手続きは、売買代金完納後、三田市が行います。登記完了までに2週間程度を要します。

なお、登記に要する費用は、落札者に負担していただきます。

1 3 入札保証金、契約保証金、売買代金以外に落札者の負担となる費用

契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税等、本契約の履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となります。また、売買代金完納後、落札者を義務者として課される公租公課等についても落札者の負担となります。

1 4 入札の中止等

入札前に、不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災その他緊急やむを得ない理由等により、入札を執行することができないと認めるときは、入札を中止又は延期することがあります。

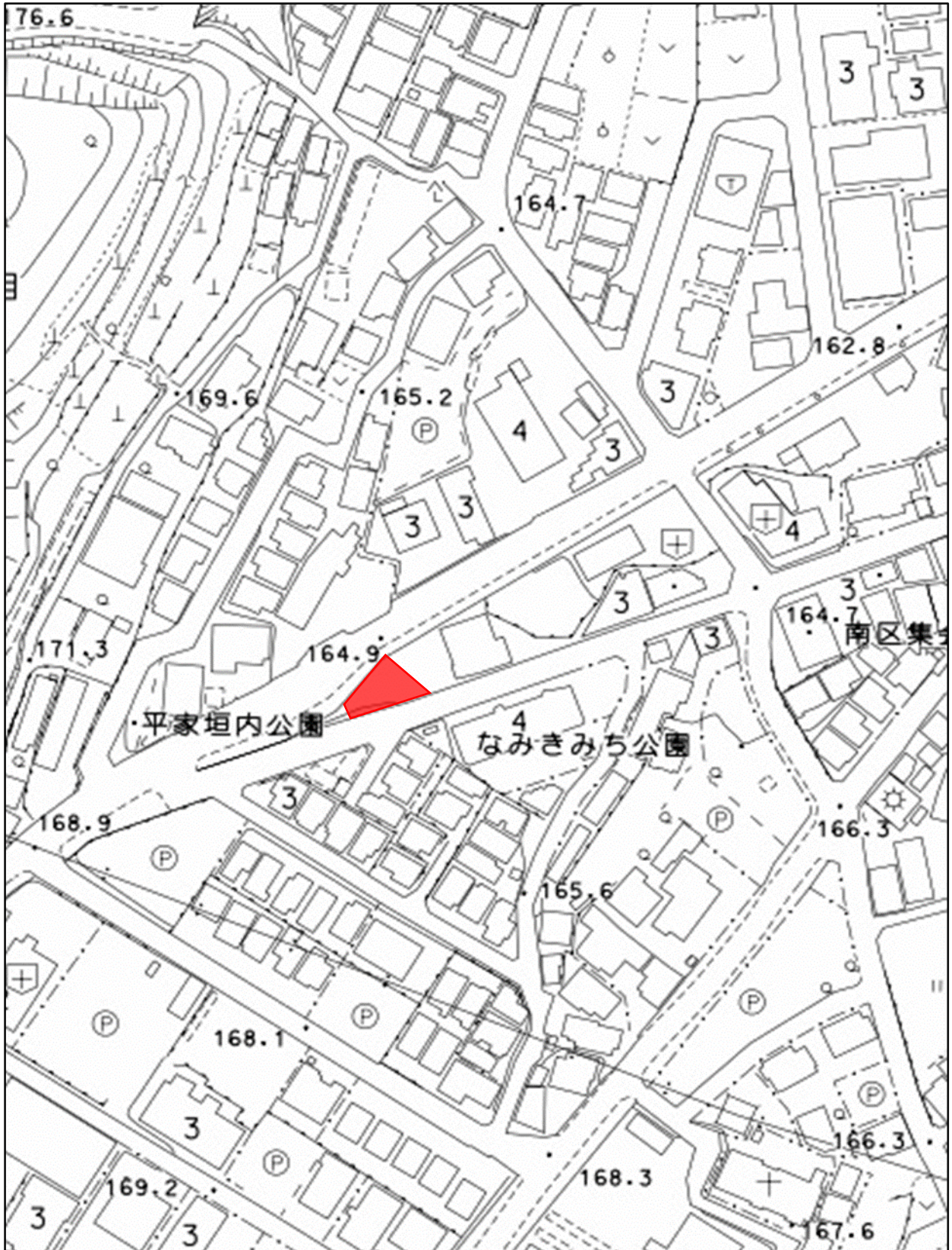
なお、この場合において、入札のために要した費用を三田市に請求することはできません。

物 件 調 書

土地	所 在	三田市南が丘1丁目2114番
	面 積	117㎡（登記面積） 117.69 ㎡（実測）
	地 目	登記地目 雑種地
	接 道 状 況	北側：幅員4m以上の市道（嶋ヶ谷京口線） 南側：幅員4m以上の市道（嶋ヶ谷大歳線）
最低売却価格		金 11,221,400 円
法規制等	用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域、第一種中高層住居専用地域、第2種高度地域、建築基準法第22条区域、景観計画区域内（既成市街地景観計画区域）、屋外広告物第2種禁止区域 ・騒音・振動指定地域、悪臭規制地域 ・廃棄物処理法については、兵庫県が行っています。阪神北県民局環境課へお問い合わせください。 ・雨水の排水先は道路側溝です。 ・土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所には該当しません。 ・当該売払地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」には該当しません。工事中新たに埋蔵文化財を発見した場合、三田市文化スポーツ課と協議してください。
供給施設	上 水 道	引込管なし（引込み工事必要）南・北側市道に本管150mm。分担金必要
	下 水 道	引込管なし（引込み工事必要）南・北側市道に本管250mm。
	都 市 ガ ス	都市ガス供給区域。前面市道なし（ただし、延長により可能か協議要）
	電 気	関西電力送配電株式会社
交通	鉄 道	神戸電鉄 横山駅 約500m
	路 線 バ ス	神姫バス 畑中停留所 約10m
公共施設	行 政 機 関	さんだ市民センター 約750m
	幼 稚 園	三田市立 三田幼稚園 約600m
	小 学 校	三田市立 三田小学校 約1,100m
	中 学 校	三田市立 八景中学校 約1,400m

備考	<ul style="list-style-type: none">※ この調書は、調査時点における一般的な調査内容を記載したもので、現時点で変更されている場合があります。詳細については、入札参加者でご確認ください。また、この調書と現状との間に差異が生じている場合、現状を優先します。※ 本物件は、埋設物等に関する事前の調査は行っていません。※ 交通、公共施設との距離は、あくまで目安です。※ 前面道路の幅員については表示以上ありますが、接道幅員は実測してください。また、市道嶋ヶ谷京口線（バス停側）からの車の出入りは、出来ません。※ 都市ガスは前面道路にはありませんが、近くに本管あり、接続できるかは大阪ガスと協議が必要です。※ 敷地内にあるNTTの電柱は、引き渡しまでには撤去します。
----	---

南が丘1丁目2114番



物 件





＜別紙＞ くじの方法

同額入札の場合等のくじの方法

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、市が定める方法にて確認した任意のくじ希望番号を用いて、落札者を決定します。

なお、入札書にくじ希望番号の記載がない場合、くじ希望番号は「000」とします。

もし、くじ希望番号の記載がない業者が複数あれば、業者名の五十音順にくじ希望番号を「000」「001」「002」・・・という順に設定します。

くじの方法

例) 落札となるべき同価格の入札をした者が3者あり、くじにより落札業者を決定する場合

番号	くじ対象者	くじ希望番号	余り番号
1	キンキ商事(株)	000	0
2	サンダ物産(株)	112	1
3	ヒョウゴ通商(株)	567	2

- (1) くじ対象者を五十音順に並べます。
- (2) 余り番号は五十音順に並べたくじ対象者に対して、0、1、2という順に番号を設定します。
- (3) くじ対象者のくじ希望番号をすべて足します。
 $000 + 112 + 567 = \text{くじ番号合計} 679$
- (4) くじ希望番号の合計をくじ対象者数で割ります。この時の余りが当たり番号となります。
 $679 \div 3 \text{者} = 226 \dots 1 \Rightarrow \text{当たり番号} 1$
- (5) 当たり番号と余り番号が一致するくじ対象者が落札業者となります。
当たり番号が1となることから、余り番号が1であるサンダ物産(株)が落札業者となります。

参 考

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。